

米子市監査委員告示第10号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 安 田 篤

1 監査の対象

(1) 市民税課

(2) 固定資産税課

2 監査の範囲

主として平成30年4月1日から同年8月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成30年10月29日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・安田 篤

5 監査の主眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

6 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

7 監査対象の概要及び監査の結果

監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[市民税課]

1 監査対象の概要

市民税課の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 市民税及び県民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税並びに入湯税の賦課に関すること。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
- (3) 税制に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- (4) 市税の総括に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- (5) 税務に関する証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。

また、平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年8月末日現在）は別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 手数料においては、適正に処理されていた。

(イ) 雑入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 負担金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 市税（固定資産税及び特別土地保有税を除く。）の賦課事務及び減免事

務については、適正に処理されていた。

ケ 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、備品の記録をしていないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

〔固定資産税課〕

1 監査対象の概要

固定資産税課の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 固定資産税及び特別土地保有税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価に関すること。
- (3) 固定資産課税台帳等の縦覧に関すること。

また、平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年8月末日現在）は別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 委託料に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

オ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 負担金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 固定資産税の賦課事務及び減免事務については、固定資産税課税免除届出書の提出を遅延しているものがあつたので、米子市企業立地促進の

ための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年米子市条例第26号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

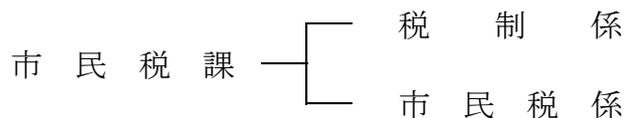
(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿において、出納の記載をしていないものがあつたので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

〔市民税課〕

別図1 組織図



別表1 平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年8月末日現在)

歳 入 (単位；円、パーセント)

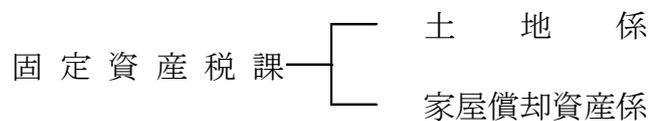
費 目	A	B	C	B - C	C/A	C/B
	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額		
総 務 手 数 料	4,916,000	2,269,100	2,236,250	32,850	45.5	98.6
弁 償 金	1,000	0	0	0	0.0	-
雑 入	334,000	27,200	27,000	200	8.1	99.3
合 計	5,251,000	2,296,300	2,263,250	33,050	43.1	98.6

歳 出 (単位；円、パーセント)

費 目	A	B	C	A - C	C/A	C/B
	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額		
賦 課 費	42,778,000	24,929,889	13,916,230	28,861,770	32.5	55.8
合 計	42,778,000	24,929,889	13,916,230	28,861,770	32.5	55.8

〔固定資産税課〕

別図 2 組織図



別表 2 平成 30 年度一般会計歳入歳出予算執行状況
(平成 30 年 8 月末日現在)

歳 入 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
雑 入	0	70	70	0	-	100.0
合 計	0	70	70	0	-	100.0

歳 出 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
賦 課 費	55,425,000	34,187,531	5,347,016	50,077,984	9.6	15.6
合 計	55,425,000	34,187,531	5,347,016	50,077,984	9.6	15.6